

防府市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人又は民法34条の規定により設置された法人等の非営利法人が、本市の区域内に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4号の規程に基づく保育所または児童養護施設（以下「保育所等」という。）の整備をする場合において、本市が補助することが必要と認める保育所等について、当該施設の必要と認める施設整備（以下「整備費」という。）の一部を補助することにより、入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第1項第1号に規定する次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付決定を受けた施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に係る事業とする。

2 前項の補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

交付の対象となる経費	補 助 金 の 額
新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費	(1) 国の次世代育成支援対策施設整備事業で交付基礎点数表に基づいた交付額 (2) <u>市の負担額 予算の範囲内で国の交付額に1/4を乗じた額</u> (3) 補助金の総額は、前号(1)(2)を加算した額とし、総事業費から、他の公的助成金及び公的融資を除いた額を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (4) (3)に掲げる額以内で市長が適当と認める額

(補助の事前協議)

第3条 第1条に規定する法人（以下「法人」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、防府市民間保育所等施設整備費補助事前協議書（第1

号様式)を工事開始年度の前年度の7月までに、添付書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、補助対象事業として厚生労働省から内示等の決定を受けた事業については、防府市民間保育所等施設整備費補助金事前協議書(第1号様式)の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定による事前協議書を提出した後、その内容に変更を生じた場合は、速やかに変更部分に係る関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 前条により、事前協議書を提出した法人が、補助金の交付を受けようとするときは、所定の期日までに防府市民間保育所等施設整備費補助金交付申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 理由書(事業実施の目的)
- (2) 工事設計書
- (3) 当該年度の収支予算書、経費明細書
- (4) 他に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は、受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表
- (7) 前年度収支決算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市民間保育所等施設整備費補助金交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を当該法人に通知し、当該法人の請求により補助金を交付するものとする。

(事業完了報告書の提出)

第6条 法人は、事業が完了したときは、防府市民間保育所等施設整備費補助事業完了報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業完了報告書

- (2) 工事精算設計書（図面及び写真添付）
- (3) 工事関係決算書
- (4) 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（関係書類の整備）

第7条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた法人が次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により付した条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に誤りがあったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該法人に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

宛先）防府市長

所在地

法人名

理事長名

印

防府市民間保育所等施設整備費補助事前協議書

年度において、下記のとおり保育所等の整備を予定していますので、
防府市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第 3 条 1 項に定めるところによ
り、下記のとおり協議します。

記

1. 施 設 の 名 称
2. 施設の所在地
3. 整 備 内 容
4. 施 行 計 画
5. 添 付 書 類

事業計画書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

理事長名

印

防府市民間保育所等施設整備費補助金交付申請書

防府市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第4条第1項及び2項に定めるところにより、下記のとおり補助金を交付されるよう、別添関係書類を添えて申請します。

記

1. 施設の名称

2. 施設の所在地

3. 整備内容

4. 面積

5. 交付申請額

円

6. 添付書類

（交付要綱第4条第2項に定める関係書類）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇

理事長 様

防府市長 印

防府市民間保育所等施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、下記のとおり決定いたしましたので、防府市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 補助金交付の対象となる施設

施設の名称

施設の所在地

整備内容

面 積

3. 事業が完了したときは、事業完了報告書を提出すること。

4. 補助金にかかる予算及び決算並びに整備に関する書類は、事業完了後5年間保存すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防 府 市 長

所在地

法人名

理事長名

印

防府市民間保育所等施設整備費補助事業完了報告書

防府市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第6条に定めるところにより、保育所等施設整備事業が完了しましたので、別添関係書類を添えて報告します。

記

1. 施 設 の 名 称

2. 施設の所在地

3. 整 備 内 容

4. 面 積

5. 添 付 書 類 （交付要綱第6条第2項に定める関係書類）